

## 一般事業主 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年1月26日～平成37年3月31日までの10年間
2. 内容

目標1：36協定締結時に協定の内容を管理職及び職員に周知し、協定の実効性を確保することにより、超勤の縮減を図る。

### <対策>

- 平成27年9月～ 36協定締結後、協定締結の旨及び協定内容を、管理職及び職員に周知する。